

第 1 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

事実①の剰余金の配当に関して、B法人（内国法人である公益法人等）において、収益事業から生じた所得以外の所得が生じているが、その所得には法人税は課されない（法人税法7条）。また、源泉徴収された所得税額について、所得税額控除の適用はない（同法68条2項）。

問 2

事実②の支払は、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより、A社がその役員に対して支給する給与である。したがって、その支給する給与の額は、A社の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（法人税法34条3項）。

問 3

PからR（Pと生計を一にする配偶者）への貸金の支払について、その支払額は、Pの事業所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。また、Rの給与所得の金額の計算上、ないものとみなす（所得税法56条）。なお、RはPの事業に専ら従事するものとはいえないため、同法57条（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）の適用はない。

問 4

A社がE社に支払った役務の提供の対価について、その支払対価の額は、特定課税仕入れに係る支払対価の額として消費税が課され、A社において消費税を納める義務が生じ、課税標準に算入する（消費税法2条1項八号の二～八号の四、4条1項、5条1項、28条2項）。また、同法30条1項（仕入れに係る消費税額の控除）の適用を受ける。

第 1 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

問題 2

| 番号 | ○×欄 | 記述欄 |
|----|-----|--|
| ① | × | A社は、平成30課税期間において消費税の納税義務が免除されない。 |
| | | 消費税法12条の2第1項 |
| ② | × | 土地甲の贈与時における時価の10億円が、Pの譲渡所得に係る総収入金額に |
| | | 算入される。 所得税法59条1項一号 |
| ③ | × | A社において、土地甲の評価換えによりその帳簿価額を減額した金額は、令 |
| | | 和元事業年度の損金の額に算入されない。また、土地甲の帳簿価額は、減額 がされなかったものとみなす。法人税法33条1項、6項 |
| ④ | × | A社において、機械の購入に係る外貨建取引の金額の円換算額は、その外貨 |
| | | 建取引を行った時（令和2年5月20日）における外国為替の売買相場により 換算した金額である。法人税法61条の8第1項 |
| ⑤ | × | Pについては、金銭配当のうち一定割合の金額が配当控除として税額控除さ |
| | | れるが、C社については、金銭配当から一定の負債利子を控除後の金額が益 金不算入とされる。所得税法92条、法人税法23条1項、4項、6項 |

第 2 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

(単位：円)

| | | |
|-----------------------|-------------|------------|
| 当期純利益の金額 | | |
| | 加算すべき金額 | 減算すべき金額 |
| (租税公課に関する申告調整) | | |
| [資料] 2. の(2)及び(3)について | , , | 24,110,000 |
| [資料] 2. の(4)及び(5)について | 152,170,000 | , , |
| [資料] 2. の(6)及び(7)について | 45,000 | , , |
| [資料] 2. の(8)について | 5,800,000 | , , |
| (受取配当金に関する申告調整) | , , | 1,071,000 |
| (源泉所得税等に関する申告調整) | 192,529 | , , |
| (減価償却資産等に関する申告調整) | | |
| [資料] 4. の(1)①について | 8,500,000 | , , |
| [資料] 4. の(1)②について | 286,800 | , , |
| [資料] 4. の(1)③について | 2,829,500 | , , |
| [資料] 4. の(1)④について | , , | 17,351,250 |
| [資料] 4. の(1)⑤について | 80,000 | , , |
| (役員給与に関する申告調整) | 6,600,000 | , , |

第2問 答案用紙<2>

(租 税 法)

| | 加算すべき金額 | 減算すべき金額 |
|----------------------|-----------|-----------|
| (交際費等に関する申告調整) | 3,135,000 | , , |
| (寄附金に関する申告調整) | | |
| [資料]7. の(1)について | 950,000 | , , |
| 支出寄附金の損金算入限度額超過額 | 2,375,000 | , , |
| (有価証券に関する申告調整) | | |
| [資料]8. の(1)及び(2)について | , , | 42,106 |
| [資料]8. の(3)及び(4)について | 4,500,000 | , , |
| (棚卸資産に関する申告調整) | 2,320,000 | , , |
| (貸倒引当金に関する申告調整) | 5,000,000 | , , |
| (子会社との取引に関する申告調整) | , , | 2,102,000 |
| 所得金額 | | |

第2問 答案用紙<3> (租税法)

問題2

(単位：円)

[問] 1

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 事業所得の必要経費の金額 | 10,740,000 |
| (2) 事業所得の金額 | 6,610,000 |
| (3) 給与所得の金額 | 7,050,000 |
| (4) 総所得金額の計算に含まれる譲渡所得の金額 | 100,000 |
| (5) 分離課税の所得に対する所得税額 | 150,000 |
| (6) 社会保険料控除の金額 | 1,300,000 |
| (7) 医療費控除の金額 | 130,000 |

(単位：円)

[問] 2

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 不動産所得の金額 | 2,000,000 |
| (2) 不動産所得以外の総合課税の所得の金額の合計 | 2,610,000 |
| (3) 配当控除の金額 | 14,500 |

第2問 答案用紙<4>

(租 税 法)

問題3

(単位：円)

[問]

- | | |
|---|---------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額 | 452,439,000 |
| (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額 | 5,979,100,000 |
| (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額 | 6,013,321,000 |
| (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 | 392,823,600 |
| (5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡にのみ要するもの | 390,015,600 |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産譲渡等のみ要するもの | 390,000 |
| (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | 2,418,000 |
| (8) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額 | △ 23,100 |
| (9) 売上げの返還等対価に係る税額 | 3,229,200 |
| (10) 貸倒れに係る税額 | 504,000 |